

法務省矯少第150号
平成27年5月27日

改正 令和2年12月24日法務省矯総第4445号

矯正管区長 殿
少年院長 殿
刑事施設の長 殿（鹿児島、沖縄）（参考送付）
少年鑑別所長 殿（参考送付）
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 川 新 二
(公 印 省 略)

職業指導を受ける在院者の安全及び衛生の確保に関する訓令の運用について（依命通達）

標記について、下記のとおり定め、職業指導を受ける在院者の安全及び衛生に関する訓令（平成27年5月27日付け法務省矯少訓第20号大臣訓令。以下「訓令」という。）の施行の日（平成27年6月1日）から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 安全管理者等の選任の方法（訓令第3条関係）
安全管理者、衛生管理者、職業指導主任者の選任及び解除は、別紙1の発令簿により行うものとする。
- 2 安全衛生委員会（訓令第10条関係）
訓令第10条第5項の規定による記録は、3年間保存すること。
- 3 安全衛生教育（訓令第12条及び第13条関係）
訓令第12条又は第13条の安全衛生教育を実施した場合は、別紙2の安全衛生教育実施簿を作成すること。

別紙 1

安全管理者・衛生管理者・職業指導主任者 発令簿 (※)

院 長	次 長	首 席	統 括	選任年月日	官 職	氏 名
				解除年月日		

※ 不要な項目を抹消すること。

別紙 2

院 長	次 長	首 席	統 括	係

安全衛生教育実施簿

指 導 年 月 日	年 月 日
指 導 者 氏 名	印
指 導 内 容	

上記の内容について、指導を受けました。

氏 名	
-----	--